

令和 7 年度秋の特産品販売会出店要領

1 目的

令和 7 年度秋の特産品販売会を円滑に推進するため、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

2 出店品の要件

- (1) 食品衛生法に基づき仮設営業等の許可が必要な食品を販売する場合は、当該営業許可を取得すること。
- (2) 酒類を販売する場合は、「期限付酒類小売業免許届出書」により許可を受けること。
- (3) 展示即売品のうち、包装済みの食品については、食品衛生法、JAS 法等の表示基準に基づき適正な表示を行うこと。また、容器等には容器リサイクル法に基づく表示のあるものを使用すること。
- (4) 発電機等を使用する場合は、各自で用意すること。
- (5) 販売する商品の品質には万全を期し、地域特産品としての評価向上につながるものであること。
- (6) 販売品目の内容によっては、出店を認めない場合がある。

3 出店者及び出店申込等

出店を希望する者は、管轄市町村を通じて、別紙様式 1 により令和 7 年 8 月 20 日までに開催事務局に申し込むものとする。

4 出店基本仕様

＜開催場所＞高砂中央公園（仙台うみの杜水族館前広場）／仙台市宮城野区中野 4－6

・出店者スペース：間口 3 m×奥行 3 m

・付属品：テーブル（W1800×D450×H682）2 台、イス 2 脚

※原則としてテントは 3 m×6 m のものを 2 出店者で 1 張を共用する。

※テント使用を希望する場合は、1 市町村あたり 2 事業者まで申込可とする。

※テント使用希望者が多数となった場合は、出店者数を調整することがある。

※キッチンカーでの出店も可とし、その場合の出店者数制限は設けない。

5 出店の方法

- (1) 出店は出店者本人が行うこと。
- (2) 即売に必要な備品（買物袋、包装紙、保冷ケース、消毒用アルコール等）は、各出店者が準備すること。
- (3) テーブルが汚れる可能性がある場合は、ビニールクロスを使用すること。
- (4) 出店品の搬入・搬出は、出店者の責任において実施すること。

- (5) 搬入・搬出時の車両の駐車については、事務局の指示に従うこと。
- (6) 車両の販売会場内への乗り入れは、公園利用者等の出入りがあるため、搬入時は早朝（7:30～8:00）、搬出時は水族館閉館後（18:00 頃以降）のみ可能とする。

※時間は目安。公園駐車場から人力での搬入搬出は常時可能。

6 その他注意事項

- (1) 出店者は、本催事が仙台圏域における観光および食の魅力発信を目的に開催されることを踏まえ、イベントの成功に向けて協力すること。
- (2) 駐車場は事務局が指定する場所に駐車すること。
- (3) 出品物の保管は出店者の責任において行い、各日終了後は持ち帰ること。
- (4) 販売に必要な許可書等は、当日会場に掲示するとともに、許可書等のコピーを令和7年9月12日までに事務局まで提出すること。
- (5) 火気を使用する場合には、必ず消火器を各自用意し、火元には十分注意の上、別添「火気器具等の設置基準・留意事項」を確認すること。
- (6) 火気使用時は、不燃材料製の台を使用すること。台は出店者が準備するものとする。
- (7) コンロ等の火気機器や発電機を使用する場合は、営業施設内の平面図を提出すること。
- (8) テント等の各割当箇所およびその周辺の清掃は出店者が責任をもって行い、発生したごみ等は原則として持ち帰ること。
- (9) 開催期間中および前後を通じ、事故等の防止には細心の注意を払うこと。事故が発生した場合は、速やかに事務局へ連絡し、その指示に従い適切に対応すること。
- (10) 出店終了後は各自解散とする。
- (11) 各日の売上を令和7年10月31日までに別紙様式2により報告すること。